

# ○飯塚市定住促進住宅改修補助金交付要綱

平成31年4月1日

飯塚市告示第133号

改正 R2-65、R3-68、R7-84

(趣旨)

第1条 この告示は、市民の快適な住環境の整備及び中古住宅を活用した定住化の促進を図るため、市民が市内の施工業者によって住宅の改修工事を行う場合に、予算の範囲内において経費の一部を補助金として交付するため、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人住宅 個人の居住の用に供する建築物(マンション等の共同住宅については、個人の居住の用に供する専用部分に限る。)で、市内に存するものをいう。ただし、賃貸住宅を除く。

(R3-68一改)

(2) 併用住宅 1つの建築物に個人住宅部分及び店舗又は事務所の部分があり、それが一体として利用される建築物で、市内に存するものをいう。ただし、賃貸住宅を除く。

(3) 住宅改修 建築物の機能向上を目的として行う当該建築物の構造部分及び付帯設備の改修工事(当該工事施工業者が請け負う電気設備及び給排水設備等の工事を含む。)で、別表に掲げるものをいう。

(4) 施工業者 市内に事業所を有する個人事業主又は市内に本店若しくは支店を有する法人をいう。

(5) 増築 既存建築物の同一棟で、建築面積、床面積又は延べ面積を増加させる住宅部分の増築をいう。

(R3-68追加)

(補助の対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものでなければならない。

(1) 対象住宅の所在地が補助の対象者の住所として飯塚市の住民基本台帳に記録されており、又は対象住宅の工事完了日から90日を経過する日若しくは申請

日以後最初の2月末日のいずれか早い日までに記録されることを約する者であること。

(R2-65一改、R3-68一改、R7-84一改)

(2) 住宅の所有者であること。

(3) 住宅の所有者、住宅の居住者及びそれぞれの同一世帯に属する者全員が、市税等(国民健康保険税を含む。)を滞納していないこと。

(4) 補助金の交付決定の日又は対象住宅の所在地が補助の対象者の住所として飯塚市の住民基本台帳に記録される日のいずれか遅い日から起算して、対象の住宅に5年以上居住すること。

(R3-68一改、R7-84一改)

(5) 住宅の所有者、住宅の居住者及びそれぞれの同一世帯に属する者全員に、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)が含まれていないこと。

(補助対象となる住宅及び工事)

第4条 補助の対象となる住宅は、次の各号のいずれかに該当する個人住宅又は併用住宅とする。

(1) 補助の対象者が所有し、自らが現に居住する住宅であること。

(R3-68一改)

(2) 補助の対象者が所有し、自らが居住する予定の住宅であること。

(R3-68一改)

(3) 補助の対象となる住宅において、この告示による補助金の交付を受けたことがないこと。

2 補助の対象となる工事は、交付決定後に着手し、申請日以後最初の2月末日までに住宅改修完了届を提出できる工事であって、前項に規定する住宅に係る施工業者による工事とする。ただし、併用住宅については、個人住宅部分に限る。

(R2-65一改、R3-68一改)

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の表のとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、この額を切り捨てた後の額とする。

工事の金額(消費税及び地方消費税を除く。)	補助金の額
80,000円以上	当該工事の金額に10分の1を乗じて得た額 (当該額が80,000円を超えるときは、80,000円)

2 申請日において、当該世帯の世帯員に満15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者(申請者の2親等内の親族に限る。)が含まれているときは、その者1人につき20,000円を前項の補助金に加算する。

(R3-68一改)

3 前2項による補助金の合計額は、補助の対象となる工事金額を上限とする。

(他の補助制度との併用の取扱い)

第6条 この告示による補助金は、国、県、市又は他団体からの補助等(重複して交付を受けることを認めたものを除く。)と重複して補助金申請することはできないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、飯塚市戸建て中古住宅取得補助金交付要綱(平成31年飯塚市告示第134号)及び飯塚市筑豊地域外からの移住者住宅取得奨励金交付要綱(令和2年飯塚市告示第63号)の規定により交付される補助金については、市長が適当と認める場合に限り、併用できるものとする。

(R2-65一改)

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、工事の着手前に定住促進住宅改修補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(R3-68一改)

(1) 住宅の所有者、住宅の居住者及びそれぞれの同一世帯に属する者全員の住民票

(2) 建物に関する登記事項証明書又は固定資産税課税台帳記載事項証明書

(3) 工事見積書の写し(改修の内容が分かるもの)

(4) 平面図

(R3-68追加)

(5) 立面図。ただし、屋根又は外壁の工事をする場合に限り。

(R3-68一改)

(6) 工事図面等

(7) 住宅位置図

(8) 住宅の所有者及び住宅の居住者の同意書

(9) 施工前の写真

(10) その他市長が必要と認める書類

(R3-68繰下)

2 前項第1号の規定にかかわらず、工事完了後対象の住宅に居住する予定の者のうち申請日において現に居住していないものの住民票については、工事完了日までに転居している者にあつては住宅改修完了届を提出する日、工事完了日後に転居する者にあつては転居日から30日を経過する日又は申請日以後最初の2月末日までのいずれか早い日までに提出することで足りる。

(R3-68一改)

3 申請者が住宅を増築しようとする場合において、増築後の住宅が建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に該当するときは、第1項各号に規定するもののほか、同法第6条第4項の規定により交付された確認済証の写しを添えて市長に申請しなければならない。

(R3-68追加)

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条に規定する交付申請があつたときは、その内容を審査し、補助金交付の可否について、定住促進住宅改修補助金交付決定通知書又は定住促進住宅改修補助金不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(R3-68一改)

2 市長は、補助金の交付決定について、条件を付することができる。

(変更の申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者が、工事の内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ定住促進住宅改修補助金交付変更申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請をしなければならない。

(R3-68一改)

(1) 変更後の工事見積書の写し

(2) 変更後の工事図面等

(変更の決定及び通知)

第10条 市長は、前条に規定する変更申請により、第8条により通知された補助金に変更が生じたときは、その内容を審査し、変更の可否について定住促進住宅改修補助金交付変更承認決定通知書又は定住促進住宅改修補助金不承認決定通知書により申請者に通知するものとする。

(R3-68一改)

(改修完了届等の提出)

第11条 第8条又は前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、工事完了後、住宅改修完了届に次に掲げる書類を添えて、申

請日以後最初の2月末日までに市長に提出するものとする。

(R2-65一改、R3-68一改)

- (1) 住宅改修完了証明書
- (2) 当該工事代金支払領収書の写し
- (3) 施工管理写真(同一箇所について、施工中及び施工後が確認できるものに限る。)

(R3-68一改)

2 建築基準法第6条第1項に該当する増築工事にあつては、前項に規定するもののほか、同法第7条第5項に規定する検査済証の写しを添えて市長に提出するものとする。

(R3-68追加)

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の完了届の提出があつたときは、これを審査し、必要に応じ現地を調査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは補助金の額を確定し、定住促進住宅改修補助金額確定通知書により通知する。

(R3-68一改)

(補助金の請求)

第13条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、定住促進住宅改修補助金請求書により補助金の請求をするものとする。

(R3-68一改)

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の補助金の請求があつたときは、請求の日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し及び返還)

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長がやむを得ない事情があると認めるときを除き、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(R3-68一改)

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(R3-68一改)

- (3) 第8条第1項の補助金交付決定通知があつた日から90日以内に対象工事に着

手しないとき。

(4) 第4条第1項第2号に該当する住宅の所有者が、第3条第1項第1号に規定する補助の対象者となる要件を満たさないとき。

(R3-68一改)

(5) 第3条第4号に規定する日から5年以内に補助金の対象となる住宅を取り壊し、貸与し、譲渡し、又は売却したとき。

(R3-68一改、R7-84一改)

(6) 第3条第4号に規定する日から5年以内に補助金の対象となる住宅から交付決定者の世帯の構成員(交付申請時の構成員に限る。)の全員が転居したとき。

(R7-84一改)

(7) 暴力団員が補助金の対象となる住宅に居住していると認められたとき。

(8) 改修工事が建築基準法、都市計画法(昭和43年法律第100号)その他の関係法令に違反していたとき。

(R3-68追加)

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の決定を取り消すべき理由があると認めるとき。

(R3-68一改)

2 前項第4号又は第7号の規定に該当したことにより交付決定を取り消し、及び返還を命ずる補助金の額は、全額とする。

(R3-68一改)

3 第1項第5号又は第6号の規定に該当したことにより交付決定を取り消し、及び返還を命ずる補助金の額は、第3条第4号に規定する日から第1項各号に該当することとなった日までの次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(R3-68一改、R7-84一改)

(1) 1年以内 補助金の全額

(2) 1年を超え2年以内 補助金の100分の80に相当する額

(3) 2年を超え3年以内 補助金の100分の60に相当する額

(4) 3年を超え4年以内 補助金の100分の40に相当する額

(5) 4年を超え5年以内 補助金の100分の20に相当する額

4 第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消し、補助金の交付を停止し、又は補助金の返還を命じた場合において、交付決定者に損害が生じても、市長は、その損害を賠償する責任を負わない。

(様式)

第16条 この告示に用いる書類で、次に掲げるものの様式は別に定める。

(R3-68一改)

(1) 定住促進住宅改修補助金交付申請書

(R3-68一改)

(2) 同意書

(3) 定住促進住宅改修補助金交付決定通知書

(R3-68一改)

(4) 定住促進住宅改修補助金不交付決定通知書

(R3-68一改)

(5) 定住促進住宅改修補助金交付変更申請書

(R3-68一改)

(6) 定住促進住宅改修補助金交付変更承認決定通知書

(R3-68一改)

(7) 定住促進住宅改修補助金交付変更不承認決定通知書

(R3-68一改)

(8) 住宅改修完了届

(9) 住宅改修完了証明書

(10) 定住促進住宅改修補助金額確定通知書

(R3-68一改)

(11) 定住促進住宅改修補助金請求書

(R3-68一改)

(補則)

第17条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(飯塚市住宅リフォーム補助金交付要綱の廃止)

2 飯塚市住宅リフォーム補助金交付要綱(平成23年飯塚市告示第39号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の際現に飯塚市住宅リフォーム補助金の交付を受けているものについては、なお従前の例による。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行し、この告示の施行の日以後の交付申請から適用する。

別表(第2条関係)

住宅改修の種別	住宅改修の内容
省エネ改修	(1) 窓等の開口部の二重サッシ又はペアガラスへの変更 (2) 壁、床、天井等の断熱材の設置 (3) 高断熱浴槽への改修工事 (4) その他これらに類する工事
バリアフリー改修	(1) 段差の解消 (2) 手すりの設置 (3) 廊下幅等の拡張 (4) 滑り防止及び移動の円滑化のための床材の変更 (5) 開戸から引戸・折戸への変更、及びドアノブからレバーハンドル等への変更 (6) 和式から洋式への便器の交換 (7) 従来よりまたぎの低い浴槽への変更 (8) その他これらに類する工事
耐久性向上改修	(1) 屋根の葺き替え、防水等 (2) その他これらに類する工事
居住性向上改修	(1) 壁、天井の張り替え、変更又は塗替え等 (2) 防音工事 (3) 建具・開口部工事 (4) 省エネ改修、バリアフリー改修と併せてする台所、洗面室、トイレ、防蟻予防、高効率給湯器の設置又は交換 (5) その他これらに類する工事
増築	

(R3-68 追加)

## 備考

機能性向上を伴わない工事、家具(組み込み式を含む。)の設置工事、食器洗淨機、調理器具(ガスコンロ、IHクッキングヒーター等)、照明器具等設備、機器等の設置又は交換、外構、車庫、倉庫、ガーデニング等に係る工事、その他修繕、部分的な工事等は対象外とする。

(R2-65 一改、R3-68 一改)